

公益社団法人習志野市シルバー人材センター役員報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人習志野市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第28条の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定める。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう

(2) 常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、センターを主たる勤務場所とし、週3日以上センターの業務に従事するものをいう

(3) 非常勤役員とは、常勤役員以外のものをいう

(4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称を問わない。費用とは明確に区別されるものとする

(5) 費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは、明確に区別されるものとする

(報酬等の支給)

第3条 センターは、常勤役員及び非常勤役員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。ただし、習志野市に身分を有する者には支給しない。

2 常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員に対しては理事会出席等、必要の都度、定額を支給することができる。

(報酬等の額)

第4条 役員報酬は、別表に定める範囲内にて、会長が決定する。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、年間報酬額を定める場合も含め、月額をもって支給するものとし、毎月定まった日に支払うものとし、非常勤役員は必要の都度、支払う。

(報酬等の支払方法)

第6条 報酬等は通貨をもって支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人の申し出により積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支払う。

(費用)

第8条 役員がその職務の遂行に当たり要した費用については、これを支払う。

(補則)

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、別に定める。

附 則

この規程は、公益社団法人習志野市シルバー人材センターの設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。

附 則

この規程は、平成24年9月26日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年6月24日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

別表(第4条)

役員報酬額

1.常勤役員(月額)

役 職	金 額
会 長	90,000円
副 会 長	70,000円
常務理事	300,800円 賞与月額2.30ヶ月

2.非常勤役員(理事会出席等、必要な都度)

役 職	金 額
会 長	5,000円
副 会 長	4,000円
理 事	3,000円
監 事	3,000円